

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則をここに公布する。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第25号

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則

(四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市災害対策本部に関する条例施行規則(平成20年四日市市規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第4条 本部長は市長とし、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は副市長及び<u>危機管理統括部長</u>とする。</p> <p>2 本部長が出張等の公務、事故等により登庁できない場合は、その職務を代理するものは次の各号に定める順位とする。</p> <p>(1) 第一順位 <u>危機管理統括部</u>を所管する副市長</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第三順位以降 <u>危機管理統括部長</u>、総務部長、政策推進部長、財政経営部長、都市整備部長、消防長、上下水道事業管理者の順位とする。</p> <p><u>3 本部員は、別表第1に定める各部長とする。</u></p> <p><u>4</u> 災害対策本部に特別本部員を置き、災害対策本部員のうち総務部長、政策推進部長、財政経営部長、都市整備部長、消防長及び上下水道事業管理者を</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 本部長は市長とし、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は副市長及び<u>危機管理監</u>とする。</p> <p>2 本部長が出張等の公務、事故等により登庁できない場合は、その職務を代理するものは次の各号に定める順位とする。</p> <p>(1) 第一順位 <u>危機管理監</u>を所管する副市長</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第三順位以降 <u>危機管理監</u>、総務部長、政策推進部長、財政経営部長、都市整備部長、消防長、上下水道事業管理者の順位とする。</p> <p><u>3</u> 災害対策本部に特別本部員を置き、災害対策本部員のうち総務部長、<u>危機管理監</u>、政策推進部長、財政経営部長、都市整備部長、消防長及び上下水道事</p>

もってこれに充てる。

(特別本部員の所掌事務)

第5条 特別本部員は、別表第1に定める所掌事務のほか本部長の指示のもと危機管理統括部長が統括し、次の各号に定める事務を所掌するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(本部員会議)

第7条 (略)

2 本部員会議は、本部長、副本部長、特別本部員、本部員その他本部長が必要と認める者をもって構成する。

3 本部員会議の進行は、危機管理統括部長が統括し、その庶務は、危機管理課で処理する。

(災害関係主管課長会議)

第8条 (略)

2 (略)

3 災害関係主管課長会議の庶務は、危機管理課で処理する。

(警戒初動体制時の指揮監督)

第14条 別表第4及び別表第5における警戒体制のうち警戒初動体制における指揮監督は、本部長の委任に基づき危機管理統括部長が行うものとする。

業管理者をもってこれに充てる。

(特別本部員の所掌事務)

第5条 特別本部員は、別表第1に定める所掌事務のほか本部長の指示のもと危機管理監が統括し、次の各号に定める事務を所掌するものとする。

(1)から(3)まで (略)

(本部員会議)

第7条 (略)

2 本部員会議は、本部長、副本部長、特別本部員及び本部員をもって構成する。

3 本部員会議の進行は、危機管理監が統括し、その庶務は、危機管理室で処理する。

(災害関係主管課長会議)

第8条 (略)

2 (略)

3 災害関係主管課長会議の庶務は、危機管理室で処理する。

(警戒初動体制時の指揮監督)

第14条 別表第4及び別表第5における警戒体制のうち警戒初動体制における指揮監督は、本部長の委任に基づき危機管理監が行うものとする。

改正後

別表第1 (第5条及び第6条関係)

部名	部長	班名	班長	所掌事務
危機管理統括部	危機管理統括部長	統括班	危機管理課長	(略)
緊急部	危機管理統括部長	緊急班	危機管理課長	(略)
政策推進部	政策推進部長	秘書国際班 本部連絡班 中央連絡班 報道広報班	秘書国際課長 政策推進課長 東京事務所長 広報マーケティング課長	1 から 10 まで (略) 1 1 <u>災害記録の報道に関すること。</u> 1 2 <u>報道機関等の連絡調整に関すること。</u> 1 3 (略)
総務部	総務部長	総務班 人事班 記録班 協力班 協力班 協力班 協力班 調達契約班	総務課長 人事課長 ICT戦略課長 職員研修所長 工事検査課長 人権・同和政策課長 人権センター所長 調達契約課長	1 から 6 まで (略) 7 <u>自治体応援職員の受入れに関する庁内の調整及び受入れ環境整備に関すること。</u> 8 (略)
財政部	財政経営部長	財政班 第1避難対策班 第2避難対策班 第3避難対策班 第4避難対策班 管財班	財政課長 収納推進課長 市民税課長 資産税課長 行財政改革課長 管財課長	1 から 7 まで (略) 8 <u>庁舎等使用不可時の移転に関すること。</u> 9 (略)
市民生活部	市民生活部長	地域広報班	市民生活課長 (市民生活課)	1 から 7 まで (略) 8 <u>帰宅困難者対策に</u>

		地域広報協力班 市民班	(市民協働安全課) 男女共同参画課長 市民課長	<u>関すること。</u> 9 (略)
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉総務班 医療保健班 衛生班	健康福祉課長 (健康福祉課) (保護課) (高齢福祉課) (介護福祉課) (障害福祉課) 健康づくり課長 (健康づくり課) (保健予防課) (保険年金課) 衛生指導課長 (衛生指導課) (食品衛生検査所)	1 (略) 2 <u>避難行動要支援者の安全確保に関する</u> こと。 3 から 16 まで (略)
(略)				
シティプロモーション部	シティプロモーション部長	<u>観光交流班</u> <u>文化班</u> <u>スポーツ施設班</u>	<u>観光交流課長</u> <u>文化課長</u> <u>スポーツ課長</u>	1 <u>文化財の災害防御及び被害調査に関する</u> こと。 2 <u>スポーツ施設による避難場所の応急供用及び避難所の管理に関する</u> こと。 3 (略)
商工農水部	商工農水部長	商工班	<u>商業労政課長</u> (<u>商業労政課</u>)	1 から 6 まで (略) 7 <u>国や県等からの物</u>

		農水振興班 けいりん事業班	(工業振興課) 農水振興課長 けいりん事業 課長	的支援の受入れに関 すること。 8 (略)
環境部	環境部長	環境政策班 生活環境班 環境事業班 第1ごみ収集班 第2ごみ収集班	環境政策課長 生活環境課長 環境事業課長 南部清掃事業 所長 北部清掃事業 所長	(略)
都市整備部	都市整備部長	都市計画班 建築指導班 開発審査班 市街地整備班 営繕工務班 公園緑政班 道路建設班 道路維持班 河川排水班 道路管理班 用地班 市営住宅班	都市計画課長 建築指導課長 開発審査課長 市街地整備課 長 営繕工務課長 公園緑政課長 道路建設課長 道路維持課長 河川排水課長 道路管理課長 用地課長 市営住宅課長	(略)
住宅対策部	(略)			
会計管理課	会計管理者	経理班	会計管理課長	(略)
(略)				
上下水道局	上下水道事業管理	総務班 調査班	総務課長 経営企画課長	(略)

	者	施設管理班 給水班 第1水道復旧班 第2水道復旧班 <u>第1下水管路管理班</u> <u>第2下水管路管理班</u>	施設課長 お客様センター所長 水道建設課長 水道維持課長 <u>下水維持課長</u> <u>下水建設課長</u>	
市立四日市病院	病院事務長	総務班 医事班 施設管理班	病院・総務課長 <u>(病院・総務課)</u> <u>(病院・経営企画課)</u> 病院・医事課長 病院・施設課長	(略)
教育委員会	教育長	教育総務班 教育施設班 第1学校教育班 第2学校教育班 人権教育班 教育支援班	教育総務課長 教育施設課長 学校教育課長 指導課長 人権・同和教育課長 教育支援課長	1から7まで (略)
(略)				
備考 (略)				

改正前				
別表第1 (第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
<u>危機管</u>	<u>危機管理</u>	統括班	<u>危機管理室長</u>	(略)

<u>理監</u>	<u>監</u>			
緊急部	<u>危機管理監</u>	緊急班	<u>危機管理室長</u>	(略)
政策推進部	政策推進部長	秘書国際班 本部連絡班 中央連絡班	秘書国際課長 政策推進課長 東京事務所長	1 から 10 まで (略) <u>11</u> (略)
総務部	総務部長	総務班 人事班 記録班 協力班 協力班 協力班 協力班 調達契約班	総務課長 人事課長 ICT 戦略課長 職員研修所長 <u>検査室長</u> 人権・同和政策課長 人権センター所長 調達契約課長	1 から 6 まで (略) <u>7</u> (略)
財政部	財政経営部長	財政班 第1 避難対策班 第2 避難対策班 第3 避難対策班 第4 避難対策班 管財班	財政課長 収納推進課長 市民税課長 資産税課長 行財政改革課長 管財課長	1 から 7 まで (略) <u>8</u> (略)
<u>市民文化</u> 部	<u>市民文化</u> 部長	地域広報班 地域広報協力班	市民生活課長 (市民生活課) (市民協働安全課) 男女共同参画課長	1 から 7 まで (略) <u>8</u> (略)

		市民班 文化振興班	市民課長 文化振興課長	
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉総務班 医療保健班 衛生班	健康福祉課長 (健康福祉課) (保護課) (高齢福祉課) (介護福祉課) (障害福祉課) 健康づくり課長 (健康づくり課) (保健予防課) (保険年金課) 衛生指導課長 (衛生指導課) (食品衛生検査所)	1 (略) 2 <u>災害時要支援者の安全確保に関すること。</u> 3 から 16 まで (略)
(略)				
シティプロモーション部	シティプロモーション部長	<u>報道広報班</u>	<u>広報マーケティング課長</u> (<u>広報マーケティング課</u>) (<u>観光交流課</u>)	1 <u>災害記録の報道に関すること。</u> 2 <u>報道機関等の連絡調整に関すること。</u> 3 (略)
商工農水部	商工農水部長	商工班 農水振興班 けいりん事業班	<u>商工課長</u> (<u>商工課</u>) 農水振興課長 けいりん事業課長	1 から 6 まで (略) <u>7</u> (略)
環境部	環境部長	<u>環境保全班</u> 生活環境班	<u>環境保全課長</u> 生活環境課長	(略)

		第1ごみ収集班	南部清掃事業 所長	
		第2ごみ収集班	北部清掃事業 所長	
都市整備部	都市整備部長	都市計画班 建築指導班 開発審査班 <u>道路建設班</u> <u>道路維持班</u> <u>市街地整備・公園班</u> <u>河川排水班</u> <u>道路管理班</u> <u>用地班</u> <u>営繕工務班</u> 市営住宅班	都市計画課長 建築指導課長 開発審査課長 <u>道路建設課長</u> <u>道路維持課長</u> <u>市街地整備・公園課長</u> <u>河川排水課長</u> <u>道路管理課長</u> <u>用地課長</u> <u>営繕工務課長</u> 市営住宅課長	(略)
住宅対策部	(略)			
スポーツ・国体推進部	スポーツ・国体推進部長	スポーツ施設班	スポーツ課長 (スポーツ課) (国体推進課) (国体競技課)	1 <u>スポーツ施設及び設備の災害防御及び被害調査に関すること。</u> 2 <u>スポーツ施設による避難場所の応急供用及び避難所の管理に関すること。</u>
会計管理室	会計管理者	経理班	会計管理室長	(略)
(略)				
上下水道局	上下水道事業管理者	総務班 調査班 施設管理班	総務課長 経営企画課長 施設課長	(略)

		給水班	お客様センター 一所长	
		第1水道復旧班	水道建設課長	
		第2水道復旧班	水道維持課長	
		下水管路管理班	下水建設課長	
市立四 日市病 院	病院事務 長	総務班 医事班 施設管理班	病院・総務課長 病院・医事課長 病院・施設課長	(略)
教育委 員会	教育長	教育総務班 教育施設班 第1学校教育班 第2学校教育班 人権教育班 社会教育・文化 財班 教育支援班	教育総務課長 教育施設課長 学校教育課長 指導課長 人権・同和教育 課長 社会教育・文化 財課長 教育支援課長	1から7まで (略) 8 <u>文化財の災害防御 及び被害調査に關す ること。</u>
(略)				
備考 (略)				

(四日市市公印規則の一部改正)

第2条 四日市市公印規則(昭和34年四日市市規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後							
別表(第4条関係)							
種 類	名称	寸法ミ リメー トル	ひな 形(別 掲)	書体	使用区分	公印看 守課	個数
(略)							

<u>削除</u>		2 4 の 6					
	収納推進 課専用四 日市市長 印	(略)					
	<u>検査用四 日市市長 印</u>	<u>方 2 1</u>	<u>2 4 の 8</u>	<u>〃</u>	<u>工事検査課において 市長名をもってする 工事検査に関する文 書</u>	<u>工事検 査課</u>	<u>1</u>
	市民課専 用四日市 市長印	(略)					
(略)							
<u>削除</u>		2 7 の 6					
	<u>危機管理 統括部専 用四日市 市長印</u>	<u>方 2 1</u>	<u>2 7 の 7</u>	<u>〃</u>	<u>危機管理統括部にお いて市長名をもって する一般文書</u>	<u>危機管 理課</u>	<u>1</u>
	四日市市 長職務代 理者印	(略)					
(略)							
	会計管理 者印	方 1 8	3 1 の 3	<u>〃</u>	会計管理者名をもっ てする文書	<u>会計管 理課</u>	1
(略)							
<u>削除</u>		3 2 の 5					
	<u>四日市市 危機管理 統括部長</u>	<u>方 1 8</u>	<u>3 2 の 6</u>	<u>〃</u>	<u>危機管理統括部長名 をもってする文書</u>	<u>危機管 理課</u>	<u>1</u>

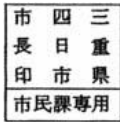
	印						
削除			3 3				
(略)							
削除			3 3 の 5				
	会計管理 課長印	方 1 8	3 3 の 6	〃	会計管理課長をもつ てする文書	会計管 理課	1
	社会福祉 事務所長 印	(略)					
(略)							

改正前							
別表（第4条関係）							
種類	名称	寸法ミ リメー トル	ひな 形(別 掲)	書体	使用区分	公印看 守課	個数
(略)							
	検査室専 用四日市 市長印	方 2 1	2 4 の 6	〃	検査室において市 長名をもつてする 工事検査に関する 文書	検査室	1
	収納推進 課専用四 日市市長 印	(略)					
	市民課専 用四日市 市長印	(略)					
(略)							
	危機管理	方 2 1	2 7	〃	危機管理監におい	危機管	1

	監専用四 日市市長 印		の6		て市長名をもって する一般文書	理室	
	四日市市 長職務代 理者印	(略)					
(略)							
	会計管理 者印	方18	3 1 の3	〃	会計管理者名をも ってする文書	会計管 理室	1
(略)							
	四日市市 危機管理 監印	方18	3 2 の5	〃	危機管理監名をも ってする文書	危機管 理室	1
削除			3 3				
(略)							
	会計管理 室長印	方18	3 3 の5	〃	会計管理室長をも ってする文書	会計管 理室	1
	社会福祉 事務所長 印	(略)					
(略)							

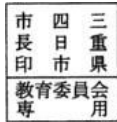
改正後			
別掲			
1 から 2 4 の 4 まで (略)			
2 4 の 5	2 4 の 6	2 4 の 7	2 4 の 8
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;"> 市 四 三 長 日 重 印 市 県 市民税課専用 </div>	削除	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;"> 市 四 三 長 日 重 印 市 県 収納推進課 専 用 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;"> 市 四 三 長 日 重 印 市 県 検査用 </div>

25



25の2から27の4まで (略)

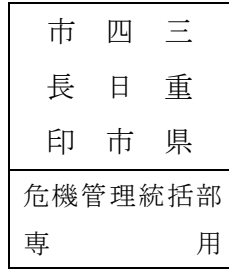
27の5



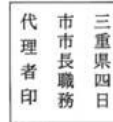
27の6

削除

27の7

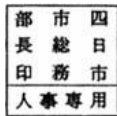


28



28の2から32の3まで (略)

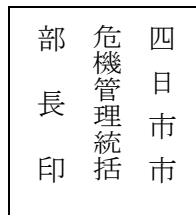
32の4



32の5

削除

32の6



33

削除

33の2から33の3 (略)

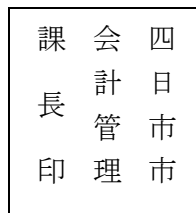
33の4

削除

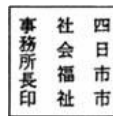
33の5

削除

33の6



34及び34の2

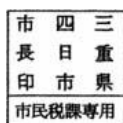


34の3から66まで (略)

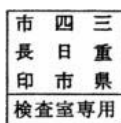
別掲

1 から 2 4 の 4 まで (略)

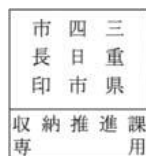
2 4 の 5



2 4 の 6

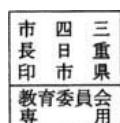


2 4 の 7

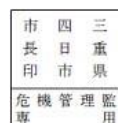


2 5 から 2 7 の 4 まで (略)

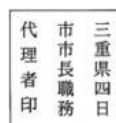
2 7 の 5



2 7 の 6

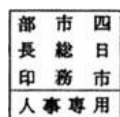


2 8

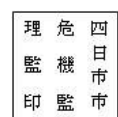


2 8 の 2 から 3 2 の 3 まで (略)

3 2 の 4



3 2 の 5



3 3

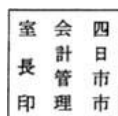
削除

3 3 の 2 から 3 3 の 3 (略)

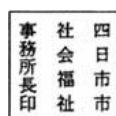
3 3 の 4

削除

3 3 の 5



3 4 及び 3 4 の 2



3 4 の 3 から 6 6 まで (略)

(四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第 3 条 四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 6 2 年四日市市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第 1（第 3 条関係）

等級別基準職務表（行政職給料表及び医療職給料表）

職務の級	基準となる職務
9 級	(1) 市長の事務部局の部長 <u>(担当部長を含む。)</u> 、理事及び会計管理者の職務 (2) から (7) まで (略)
(略)	
7 級	(1) 市長の事務部局の課長、東京事務所長、新型コロナウイルス感染症対策室長、職員研修所長、人権センター所長、地区市民センター館長、あさけプラザ館長、食品衛生検査所長、あけぼの学園長、四日市公害と環境未来館長及び副館長並びに <u>会計管理課長</u> の職務 (2) から (9) まで (略)
6 級	(1) 市長の事務部局の課(室・所・場)長補佐、グループリーダー、 <u>地域防災調整監、危機管理企画監</u> 、中核市推進室長、 <u>働き方改革推進室長</u> 、人権プラザ館長、総合会館長、市民・消費生活相談室長、多文化共生推進室長、男女共同参画センター所長及び副所長、市民窓口サービスセンター所長、 <u>マイナンバーカードサービスセンター所長</u> 、福祉監査室長、三重北勢健康増進センター館長、保険料収納室長、青少年育成室長、こども子育て交流プラザ館長、 <u>こども施設再編推進室長</u> 、保育園長、こども園長、 <u>総合体育館管理室長</u> 、 <u>ハーフマラソン準備室長</u> 、 <u>地場産業振興センター所長</u> 、食肉センター場長、食肉地方卸売市場長、農業センター所長、廃棄物対策室長、清掃事業所長、北大谷斎場長並びに公共交通推進室長の職務 (2) 及び (3) (略) (4) 教育委員会の事務部局の課長補佐、グループリーダー、博物館副館長補佐、 <u>幼稚園長及び登校サポートセンター所長</u> の職務 (5) (略) (6) 消防部局の消防署副署長、課(室)長補佐、 <u>救急救命室長</u> 及び防災教育センター所長の職務 (7) (略)
(略)	

改正前

別表第1（第3条関係）

等級別基準職務表（行政職給料表及び医療職給料表）

職務の級	基準となる職務
9級	(1) 市長の事務部局の部長、理事、 <u>危機管理監</u> 及び会計管理者の職務 (2)から(7)まで（略）
(略)	
7級	(1) 市長の事務部局の課長、 <u>危機管理室長</u> 、東京事務所長、新型コロナウイルス感染症対策室長、職員研修所長、 <u>検査室長</u> 、人権センター所長、地区市民センター館長、あさけプラザ館長、食品衛生検査所長、あけぼの学園長、四日市公害と環境未来館長及び副館長並びに <u>会計管理室長</u> の職務 (2)から(9)まで（略）
6級	(1) 市長の事務部局の課（室・所・場）長補佐、グループリーダー、中核市推進室長、人権プラザ館長、総合会館長、市民・消費生活相談室長、多文化共生推進室長、男女共同参画センター所長及び副所長、市民窓口サービスセンター所長、福祉監査室長、三重北勢健康増進センター館長、保険料収納室長、青少年育成室長、こども子育て交流プラザ館長、 <u>家庭児童相談室長</u> 、保育園長、こども園長、食肉センター場長、食肉地方卸売市場長、農業センター所長、廃棄物対策室長、清掃事業所長、北大谷斎場長並びに公共交通推進室長の職務 (2)及び(3)（略） (4) 教育委員会の事務部局の課長補佐、グループリーダー、博物館副館長補佐及び <u>幼稚園長</u> の職務 (5)（略） (6) 消防部局の消防署副署長、課（室）長補佐、 <u>救命救急室長</u> 及び防災教育センター所長の職務 (7)（略）

(略)

(四日市市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第4条 四日市市職員特殊勤務手当支給規則（平成16年四日市市規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表（第2条関係）				
種類		勤務内容	区分	手当額 備考
(略)				
環境業 務従事 手当	第1種	環境事業課に所属する技能 労務職員が、任命権者が定め る標準作業に従事したとき。	(略)	
	(略)			
(略)				

改正前				
別表（第2条関係）				
種類		勤務内容	区分	手当額 備考
(略)				
環境業 務従事 手当	第1種	生活環境課に所属する技能労 務職員が、任命権者が定める 標準作業に従事したとき。	(略)	
	(略)			
(略)				

(四日市市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第5条 四日市市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年四日市市規則第20号）の一部を次のように改正する

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において「部局の長」とは、市長の事務部局にあつては各部長及び会計管理者、その他の部局にあつては教育長、消防長、事務局長その他これに類する職にある者をいう。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において「部局の長」とは、市長の事務部局にあつては各部長、<u>危機管理監</u>及び会計管理者、その他の部局にあつては教育長、消防長、事務局長その他これに類する職にある者をいう。</p> <p>2及び3 (略)</p>

(四日市市楠防災会館条例施行規則に関する規則の一部改正)

第6条 四日市市楠防災会館条例施行規則に関する規則（平成17年四日市市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第8条関係）

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>四日市市楠防災会館</p> <p>四日市市長</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>使用変更（取消） 使用料還付 申請書</p> <p>年 月 日</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>(申請者) 住 所 _____</p> <p> 団体名 _____</p> <p> 代表者氏名 _____</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">下記のとおり四日市市楠防災会館 <input type="checkbox"/>使用の変更（取消し） <input type="checkbox"/>使用料の還付 を申請します。</p>										
変更(取消し)の理由										
変更の内容										
使用料の精算	変 更	既 納 使 用 料	変 更 後 の 使 用 料				差 引 使 用 料			
	取	既 納 使 用 料	徴 収 金				還 付 金			
消	徴収の理由	四日市市楠防災会館条例施行規則第12条第1項〔 〕の規定により〔 〕割を徴収します。								
還付金の処理方法		<input type="checkbox"/> 下記口座に入金する				<input type="checkbox"/> 会計管理課窓口で受け取る				
還付先口座	金融機関	銀行・信金 信組・農協				支店・支所 ()				
		(金融機関コード)				(支店コード)				
	預金種別	1 普通 (総合)		2 当座		9 その他 ()				
	口座番号									
	口座名義 <small>(カナで記入)</small>									

※還付先口座について郵便局はできません。

(四日市市楠避難会館条例施行規則の一部改正)

第7条 四日市市楠避難会館条例施行規則(平成17年四日市市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第8条関係）

四日市市楠避難会館 <small>使用変更（取消） 使用料還付</small> 申請書				
年 月 日				
四日市市長				
（申請者） 住 所 _____ 団 体 名 _____ 代表者氏名 _____ 電 話 番 号 _____				
下記のとおり四日市市楠避難会館の <input type="checkbox"/> 使用の変更（取消し） <input type="checkbox"/> 使用料の還付 を申請します。				
変更（取消し）の理由				
変 更 の 内 容				
使用料の精算 （変更の場合）	既 納 使 用 料 円	変 更 後 の 使 用 料 円	差 引 使 用 料 円	
使用料の精算 （取消しの場合）	既 納 使 用 料 円	取 消 料 円	還 付 金 円	
	還付する理由	四日市市楠避難会館条例施行規則第11条第1項 []の規定により還付します。		
還付金の処理方法	<input type="checkbox"/> 下記口座に入金する <input type="checkbox"/> 会計管理課窓口で受け取る			
還 付 口 座	金融機関	銀行・信金 信組・農協	支店・支所 ()	
		(金融機関コード)	(支店コード)	
	預金種別	1 普通（総合） 2 当座 9 その他 ()		
	口座番号			
	口座名義 (カナで記入)			

第4号様式（第8条関係）

四日市市楠避難会館 使用変更（取消）許可書 使用料還付通知書												
四日市市長										年 月 日		
（申請者） 住 所 _____ 団 体 名 _____ 代表者氏名 _____ 電 話 番 号 _____												
下記のとおり 四日市市楠避難会館の <input type="checkbox"/> 使用の変更（取消し）を許可します。 <input type="checkbox"/> 使用料の還付 使用料の還付を決定します。												
変更（取消し）の理由												
変更の内容												
使用料の精算 （変更の場合）		既 納 使 用 料 円	変 更 後 の 使 用 料 円					差 引 使 用 料 円				
使用料の精算 （取消しの場合）		既 納 使 用 料 円	取 消 料 円					還 付 金 円				
		還 付 する 理 由	四日市市楠避難会館条例施行規則第11条第1項 []の規定により還付します。									
還付金の処理方法		<input type="checkbox"/> 下記口座に入金する <input type="checkbox"/> 会計管理課窓口で受け取る										
還 付 口 座		金 融 機 関		銀行・信金 信組・農協				支店・支所 ()				
				(金融機関コード)				(支店コード)				
		預 金 種 別		1 普通 (総合)		2 当座		9 その他 ()				
		口 座 番 号										
口 座 名 義 (カナで記入)												

(四日市市市民・消費生活相談室に関する規則の一部改正)

第8条 四日市市市民・消費生活相談室に関する規則(平成17年四日市市規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所管) 第2条 室は <u>市民生活部</u> 市民生活課の所管とする。	(所管) 第2条 室は <u>市民文化部</u> 市民生活課の所管とする。

(四日市市多文化共生推進室に関する規則の一部改正)

第9条 四日市市多文化共生推進室に関する規則(平成23年四日市市規則第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所管) 第2条 室は <u>市民生活部</u> 市民生活課の所管とする。	(所管) 第2条 室は <u>市民文化部</u> 市民生活課の所管とする。

(四日市市楠交流会館条例施行規則の一部改正)

第10条 四日市市楠交流会館条例施行規則(平成27年四日市市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第9条関係）

四日市市楠交流会館 使用変更（取消） 使用料還付 申請書		年 月 日			
四日市市長	（申請者） 住 所 _____ 団 体 名 _____ 代表者氏名 _____ 電 話 番 号 _____				
下記のとおり四日市市楠交流会館の]使用の変更（取消し）]使用料の還付 を申請します。			
変更（取消し）の理由					
変 更 の 内 容					
使用料の精算	変 更	既 納 使 用 料	変 更 後 の 使 用 料	差 引 使 用 料	
	取 消	既 納 使 用 料	徴 収 金	還 付 金	
		徴収の理由	四日市市楠交流会館条例施行規則第11条第1項〔 〕の規定により〔 〕割を徴収します。		
		<input type="checkbox"/> 下記口座に入金する <input type="checkbox"/> 使用料の一部に充てる <input type="checkbox"/> 会計管理課窓口で受け取る			
還付先口座	金融機関	銀行・信金 信組・農協			支店・支所 ()
		(金融機関コード)		(支店コード)	
	預金種別	1 普通 (総合)	2 当座	9 その他 ()	
	口座番号				
	口座名義 (カナで記入)				

第4号様式（第9条関係）

四日市市長 四日市市楠交流会館		使用変更（取消）許可書 使用料還付通知書 年 月 日 （申請者） 住 所 _____ 団 体 名 _____ 代表者氏名 _____ 電 話 番 号 _____			
下記のとおり四日市市楠交流会館の		<input type="checkbox"/> 使用の変更（取消し）を許可します。 <input type="checkbox"/> 使用料の還付を通知します。			
変更(取消し)の理由					
変 更 の 内 容					
使用料の精算	変 更	既 納 使 用 料	変 更 後 の 使 用 料	差 引 使 用 料	
	取	既 納 使 用 料	徴 収 金	還 付 金	
	消	徴収の理由	四日市市楠交流会館条例施行規則第11条第1項〔 〕の規定により〔 〕割を徴収します。		
還付金の処理方法		<input type="checkbox"/> 下記口座に入金する <input type="checkbox"/> 使用料の一部に充てる <input type="checkbox"/> 会計管理課窓口で受け取る			
還付先口座	金融機関	銀行・信金 信組・農協			支店・支所 ()
		(金融機関コード)		(支店コード)	
	預金種別	1 普通 (総合)	2 当座	9 その他 ()	
	口座番号				
	口座名義 <small>(カナで記入)</small>				

(四日市市市民協働促進条例施行規則の一部改正)

第11条 四日市市市民協働促進条例施行規則(平成27年四日市市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第5条 委員会の庶務は、 <u>市民生活部</u> 市民協働安全課において処理する。	(庶務) 第5条 委員会の庶務は、 <u>市民文化部</u> 市民協働安全課において処理する。

(四日市市客引き行為等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 四日市市客引き行為等の防止に関する条例施行規則(平成28年四日市市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

告知・弁明書

住所
氏名

様

四日市市長

印

あなたが行った下記行為は、四日市市客引き行為等の防止に関する条例第4条の規定に違反しており、中止命令処分の対象となります。
この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

記

- 1 行為日時 年 月 日 時 分 ころ
- 2 行為場所 四日市市
- 3 行為内容 異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について誘引したもの
 異性による接待（注）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供に係る客引きを行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちをしたもの
 わいせつな行為を伴うものを除き、専ら人の身体に接触して行う行為又はこれを仮装したものの提供について客引き（当該行為の状況等を勘案して市長が指定する時間において、異性に対してする客引き又は異性が当該提供を行う旨を告げて、若しくは示してする客引きに限る。）を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客待ちしたもの
 前3項の行為及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年三重県条例第11号）第7条第1項の規定により禁止されている行為を除き、安全で快適な環境を確保するために客引き行為等を禁止する必要性を勘案して市長が指定する区域内の公共の場所において、当該区域の状況を勘案して市長が指定する時間に客引き、誘引及び客待ちしたもの

（注）上記の「異性による接待」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいいます。ただし、当該異性による接待が性的好奇心をそそるために人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体に接触し、又は接触させる卑わいな接待である場合を除きます。

- 4 弁明の機会の付与の方式 弁明書の提出
- 5 弁明書の提出先 四日市市役所市民生活部市民協働安全課
- 6 弁明書の提出期限 年 月 日まで

（弁明書）

年 月 日

（あて先） 四日市市長

以下のとおり弁明します。

住所

氏名

- 弁明の内容 上記告知のとおり認め、弁明することはありません。
 次のとおり弁明します。

弁明書の提出期限までに、別の形式により弁明書を提出します。

(よっかいち防犯ステーションの設置及び管理に関する規則の一部改正)

第13条 よっかいち防犯ステーションの設置及び管理に関する規則(令和3年四日市市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第5条 防犯ステーションの運営に関する庶務は、 <u>市民生活部</u> 市民協働安全課において処理する。	(庶務) 第5条 防犯ステーションの運営に関する庶務は、 <u>市民文化部</u> 市民協働安全課において処理する。

(四日市市文化振興条例施行規則の一部改正)

第14条 四日市市文化振興条例施行規則(平成17年四日市市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>シティプロモーション部</u> 文化課において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>市民文化部</u> 文化振興課において処理する。

(四日市市男女共同参画推進条例施行規則の一部改正)

第15条 四日市市男女共同参画推進条例施行規則(平成18年四日市市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(審議会の庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> 男女共同参画課において処理する。	(審議会の庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>市民文化部</u> 男女共同参画課において処理する。

(四日市市住居表示審議会規則の一部改正)

第16条 四日市市住居表示審議会規則(昭和37年四日市市規則第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 5 条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> 市民課において処理する。	第 5 条 審議会の庶務は、 <u>市民文化部</u> 市民課において処理する。

(四日市市市民窓口サービスセンターに関する規則の一部改正)

第 1 7 条 四日市市市民窓口サービスセンターに関する規則 (平成 1 6 年四日市市規則第 3 0 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所管) 第 2 条 サービスセンターは、 <u>市民生活部</u> 市民課の所管とする。	(所管) 第 2 条 サービスセンターは、 <u>市民文化部</u> 市民課の所管とする。

(四日市市勤労者・市民交流センター運営委員会規則の一部改正)

第 1 8 条 四日市市勤労者・市民交流センター運営委員会規則 (平成 2 1 年四日市市規則第 1 8 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、商工農水部 <u>商</u> 業労政課が処理する。	(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、商工農水部 <u>商</u> 工課が処理する。

(四日市競輪場内施設の使用に関する条例施行規則)

第 1 9 条 四日市競輪場内施設の使用に関する条例施行規則 (平成 1 7 年四日市市規則第 3 2 号) の一部を次のように改正する。

第 5 号様式及び第 6 号様式を次のように改める。

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

四日市競輪場内施設使用料還付申請書

四日市市長

(使用者) 住 所 _____
 団体名 _____
 氏 名 (代表者) _____ 印
 電 話 _____

四日市競輪場内施設の使用料の還付を次のとおり申請します。

使用許可年月日	年 月 日	使用許可番号	第 号
使用変更 (取消) 許可年月日	年 月 日	使用変更 (取消) 許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時	年 月 日 () □ 午前 □ 午後 □ 夜間 □ 全日		
還付申請の理由			
既納使用料	円	還付申請額	円

備考 使用許可書又は使用変更 (取消) 許可書を添付してください。

還付金の処理方法		<input type="checkbox"/> 下記口座に入金する <input type="checkbox"/> 会計管理課窓口で受け取る	
還付先口座	金融機関	銀行・信金	支店・支所
		信組・農協	()
	(金融機関コード)		(支店コード)
	預金種別	1 普通 (総合) 2 当座 9 その他 ()	
口座番号			
口座名義 (カナで記入)			

指令 第 号
年 月 日

四日市競輪場内施設使用料還付決定通知書

四日市市長 印

(使用者) 住 所 _____
 団体名 _____
 氏 名 (代表者) _____
 電 話 _____

年 月 日付けで申請のあった四日市競輪場内施設の使用料の還付については、次のとおり決定しました。

使用許可年月日	年 月 日	使用許可番号	第 号
使用変更 (取消) 許可年月日	年 月 日	使用変更 (取消) 許可番号	第 号
許可を受けた施設名			
使用日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 <input type="checkbox"/> 夜間 <input type="checkbox"/> 全日		
還付申請の理由			
既納使用料	円	還付額	円

還付金の処理方法	<input type="checkbox"/> 下記口座に入金する		<input type="checkbox"/> 会計管理課窓口で受け取る	
還付先口座	金融機関	銀行・信金		支店・支所
		信組・農協		()
	(金融機関コード)		(支店コード)	
	預金種別	1 普通 (総合)	2 当座	9 その他 ()
口座番号				
口座名義 (カナで記入)				

※この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取り消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に四日市市（訴訟において四日市市を代表するものは四日市市長）を被告として提起することができます。（なお、この通知書を受け取った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。（なお、審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

(四日市市環境調整会議規則の一部改正)

第20条 四日市市環境調整会議規則(平成7年四日市市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 調整会議は、政策推進部長、総務部長、都市整備部長、<u>市民生活部長</u>、市民文化部長、商工農水部長、都市整備部長、環境部長及び調整すべき事項に係りのある部長(相当職を含む。)をもって構成する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 調整会議の庶務は、環境部<u>環境政策課</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 調整会議は、政策推進部長、総務部長、都市整備部長、<u>市民文化部長</u>、市民文化部長、商工農水部長、都市整備部長、環境部長及び調整すべき事項に係りのある部長(相当職を含む。)をもって構成する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 調整会議の庶務は、環境部<u>環境保全課</u>において処理する。</p>

(四日市市土地区画整理事業の保留地処分に関する規則の一部改正)

第21条 四日市市土地区画整理事業の保留地処分に関する規則(昭和52年四日市市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(抽せん管理者)</p> <p>第6条 市長は、抽せんを行うときは、抽せん管理者として、都市整備部<u>市街地整備課長</u>の職にある者を、同職務代理人として、同課長の指名する者をこれに充てるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(抽せん管理者)</p> <p>第6条 市長は、抽せんを行うときは、抽せん管理者として、都市整備部<u>市街地整備・公園課長</u>の職にある者を、同職務代理人として、同課長の指名する者をこれに充てるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

第4号様式

保留地当選決定通知書

第 号
年 月 日

様

四日市都市計画事業 土地区画整理事業
施行者 四日市市
四日市市長

年 月 日執行の保留地処分抽せんの結果、貴殿が当選されたので次のとおり通知します。

なお、通知を受けた日から7日以内に市街地整備課において契約してください。もし、期限が経過してなお、契約が締結されないときは、契約の権利を失い抽せん参加保証金は市に帰属し、還付できなくなりますので念のため申し添えます。

記

1 当選決定した保留地の表示及び処分価格

所在地	街区番号	符号	地目	地積	処分価格	抽せん参加保証金	備考
			宅地	m ²			
			宅地				
			宅地				

備考 契約の際は、次のものを持参してください。

- (1) 印鑑
- (2) 収入印紙 円のもの 枚
- (3) 印鑑証明書 通

保留地処分決定通知書

第 号
年 月 日

様

四日市都市計画事業 土地区画整理事業
施行者 四日市市
四日市市長

貴殿より、さきに申し込まれた保留地については、次のとおり処分することが決定したので通知します。

なお、通知を受けた日から7日以内に市街地整備課において契約してください。もし、期日までに契約を行わないときは、本決定を取り消すことがありますので、注意してください。

記

1 土地の表示

所在地	街区番号	符号	地目	地積	処分価格	備考
			宅地			

備考 契約の際は、次のものを持参してください。

- (1) 印鑑
- (2) 収入印紙 円のもの1枚
- (3) 印鑑証明書 1通
- (4) 契約保証金
処分価格の10分の1に相当する額

(四日市市土地区画整理事業清算金徴収交付規則の一部改正)

第22号 四日市市土地区画整理事業清算金徴収交付規則(昭和59年四日市市規則
第26号)の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

清算金額通知書

第 号
年 月 日

様

四日市都市計画事業 土地区画整理事業
施行者 四日市市
四日市市長 印

年 月 日四日市都市計画事業 土地区画整理事業の換地処分により確定した、あなたの清算金を下記のとおり決定したので通知します。

記

清算徴収金

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

清算交付金

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

供託すべき金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

権利者番号

--	--	--	--

なお、次のことをご熟読のうえ、必要な手続をしてください。

- 1 清算徴収金が1人につき5万円までは全額一時徴収とし、5万円を超えるときは申出により分割納付が認められます。分割納付をご希望の場合は、別紙「清算徴収金の納付に関するお知らせ」をお読みのうえ、同封の「清算金分納承認申請書」を 年 月 日（ ）までに提出してください。

なお、この申出をされないときは、清算金を一時に納めていただくことになります。

- 2 清算金を徴収される方はおって「納入通知書」をお送りしますから、それにより納付してください。

- 3 清算金の交付を受ける方は、後日「請求書」等をお送りしますから、それにより請求してください。

- 4 交付すべき清算金があるときに、従前の土地に先取特権、質権又は抵当権が設定されている場合は、債権者から供託しなくてもよい旨の申出書の提出がない限り供託しますから、ご承知おきください。

- 5 住所又は氏名（法人等にあつては主たる事務所の所在地又は名称及び代表者職氏名）を変更されたときは、速やかに市街地整備課へ届け出てください。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

清算金分納承認申請書

年 月 日

四日市都市計画事業 土地区画整理事業
施行者 四日市市
四日市市長

申請者住所

氏 名

㊦

年 月 日第 号で通知のあった四日市都市計画事業 土地区画整理事業の清算金について、次のとおり分割納付したいので承認されたく申請します。

- 1 定められた分納方法により納付したい。
- 2 下記の分割回数で納付したい。

清 算 金 額	分 割 回 数	備 考
円	回	

※ 注意 1、2いずれかに○印を付けてください。

なお、2の場合は、ご希望回数等をご記入ください。

権利者番号

--	--	--	--

整理番号

--

清算金の分納について

1 清算徴収金が1人につき5万円を超えるときは、申出により分割納付が認められます。ご希望の方は、必要事項を記して左記の「清算金分納承認申請書」を 年 月 日までに提出してください。

なお、この申出をされないときは、清算金を一時に納めていただくことになります。

2 清算金の分納方法は、次のとおりです。

清算金の総額	分割徴収の期間	分割回数	清算金の総額	分割徴収の期間	分割回数
5万円超10万円未満	半年以内	2	40万円以上60万円未満	3年以内	7
10万円以上15万円未満	1年以内	3	60万円以上80万円未満	3年半以内	8
15万円以上20万円未満	1年半以内	4	80万円以上 110万円未満	4年以内	9
20万円以上30万円未満	2年以内	5	110万円以上 150万円未満	4年半以内	10
30万円以上40万円未満	2年半以内	6	150万円以上	5年以内	11

なお、この表の分納回数より少ない回数で分納を希望される場合は、その回数を左記の「申請書」に記入してください。また特別の事情等により、この表による分納が困難な方は、市街地整備課へご相談ください。

3 分割納付の期限は、第1回の納付期日の翌日から数えて6カ月目ごとです。

4 第1回の納付額は、清算金総額を分割回数で割った額に第2回以後の1,000円未満の端数を加えた額とし、第2回以後の清算金は、毎回均等になります。

5 分納される場合は、利率年1.4パーセントの利子が第1回の納付期日の翌日からつき、清算金と合わせて納付していただきます。

6 住所・氏名等に変更があった場合は、お手数ですが市街地整備課へご連絡ください。

7 「住所」及び「氏名」欄は、法人等にあつては主たる事務所の所在地及び名称・代表者職氏名を記載してください。

第4号様式（第5条関係）

清算金分納承認通知書

第 年 月 日 号

様

四日市都市計画事業 土地区画整理事業
 施行者 四日市市 四日市市長 印

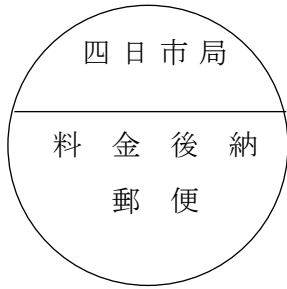
年 月 日付けで申請のあつた四日市都市計画事業 土地区画整理事業に伴う清算金の分納については、下記のとおり毎回の納付金額及び納付期限を定めて承認します。

分割回数	回	記	権利者番号				
------	---	---	-------	--	--	--	--

回数	納付期限	清算元金 円	分納利子 円	合計 (毎回徴収金) 円	回数	納付期限	清算元金 円	分納利子 円	合計 (毎回徴収金) 円
1	年 月 日 ・ ・ ・				12	年 月 日 ・ ・ ・			
2	・ ・ ・				13	・ ・ ・			
3	・ ・ ・				14	・ ・ ・			
4	・ ・ ・				15	・ ・ ・			
5	・ ・ ・				16	・ ・ ・			
6	・ ・ ・				17	・ ・ ・			
7	・ ・ ・				18	・ ・ ・			
8	・ ・ ・				19	・ ・ ・			
9	・ ・ ・				20	・ ・ ・			
10	・ ・ ・				21	・ ・ ・			
11	・ ・ ・				総 計				

- ※注意
- 1 納入通知は納付期限の前日から起算して15日までに送付します。
 - 2 繰上納付する場合は、施行者にその旨を申し出てください。
 - 3 滞納されると、分納承認を取り消し、一度に納めていただくことになります。
 - 4 住所又は氏名（法人等にあつては主たる事務所の所在地又は名称及び代表者職氏名）を変更されたときは、速やかに市街地整備課に届け出てください。

第 8 号様式から第 1 1 号様式までを次のように改める。



郵便はがき

			-				
--	--	--	---	--	--	--	--

.....

.....

.....

様

四日市都市計画事業		土地区画整理事業	
清算徴収金			
年度	第	回	納付期日 年 月 日
納入者番号			
清算 徴収金 (督促額)	元金		
	利子		
	合計		
督促手数料			
延滞金		$\text{督促額} \times \frac{10.75}{100} \times \frac{\text{延滞日数}}{365} =$ <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> (100円未満切捨て) (10円未満切捨て) </div>	
総納付額			

- ・ 納付の場合は本状を御持参のうえ、市街地整備課へお越しく下さい。
- ・ 本状と行き違いに納付済のときは、あしからず御了承ください。

清算金督促状

年 月 日発付

督促状指定納付期限	年 月 日
-----------	-------

(1) 表記の金額を上記指定期限までに納付してください。

この督促状の指定期限までに完納されないときは、国税滞納処分の例により、延滞金の徴収以外に財産の差押えを受けることになります。

(2) 延滞金については、表記の計算方法によります。

年 月 日

四日市都市計画事業 土地区画整理事業

施行者 四日市市

四日市市長 印

◎ この督促状についてのお尋ね等は、次の係へお願いします。

※ この処分について不服のあるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に三重県知事に対して審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。)

また、この処分の取消しを求める訴えは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長）を被告として提起することができます。(なお、この督促状を受け取った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

清算金交付通知書

第 号
年 月 日

様

四日市都市計画事業 土地区画整理事業
施行者 四日市市
四日市市長 印

四日市都市計画事業 土地区画事業施行区域内のあなたの清算交付金を次のとおり支払いますから同封の請求書及び債権者登録申出書兼口座振込申出書に必要事項を記入のうえ、期限までに提出してください。

交 付 金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	提出期限及び提出場所	年 月 日 () 市街地整備課 (市役所 4階)							
支払予定期日	年 月 日 ()								

権利者番号

第10号様式（第11条関係）

清算金分割交付通知

第 年 月 日 号

様

四日市都市計画事業 土地区画整理事業
 施行者 四日市市
 四日市市長 印

年 月 日付け第 号の「清算金額 通知書」で通知した四日市都市計画事業 土地区画整理事業の清算金は、分割して交付することとし、その毎回の交付金額及び交付期日を下記のとおり決定したので通知します。

記

回数	交付期限	円 清算元金	円 利子	円 合計	回数	交付期限	円 清算元金	円 利子	円 合計
1	年 月 日 ・ ・				7	年 月 日 ・ ・			
2	・ ・				8	・ ・			
3	・ ・				9	・ ・			
4	・ ・				10	・ ・			
5	・ ・				11	・ ・			
6	・ ・				総 計				

※ 注意

- この清算金は、毎回請求書をお送りしますから、それによって請求してください。
- 住所又は氏名（法人等にあつては主たる事務所の所在地又は名称及び代表者職氏名）を変更されたときは、速やかに市街地整備課へ届け出てください。

権利者番号

□ □ □ □

清算金繰上交付通知書

第 号

年 月 日

様

四日市都市計画事業 土地区画整理事業

施行者 四日市市

四日市市長 閣

年 月 日付け第 号「清算金分割交付 通知書」によって通知した四日市都市計画事業
土地区画整理事業の清算金を下記のとおり繰り上げて支払いますから、同封の請求書に必要事項を記入の
うえ期限までに提出してください。

記

繰上交付する清算金			繰上交付期日	回 数	繰上交付後の 清算交付金の 残 額
清算元金	利 子	合 計			
円	円	円	年 月 日	第 回分～第 回分	円
			・ ・		

清 算 交 付 金			交 付 済 額 (第 回～第 回)			清 算 交 付 金 残 額 (第 回～第 回)		
清算元金	利 子	合 計	清算元金	利 子	合 計	清算元金	利 子	合 計
円	円	円	円	円	円	円	円	円

繰上交付後の清算交付金の分割交付内訳

回 数	交 付 期 限	清算元金 円	利 子 円	合 計 円	備 考
	年 月 日				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
計					

※注意

- 1 請求書の提出期限は、年 月 日ですから遅れないよう提出してください。
- 2 住所又は氏名（法人等にあつては主たる事務所の所在地又は名称及び代表者職氏名）を変更されたときは、速やかに市街地整備課に届け出てください。

権利者番号

(四日市市総合体育館管理室に関する規則の一部改正)

第23条 四日市市総合体育館管理室に関する規則(令和2年四日市市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所管) 第2条 室は、 <u>シティプロモーション部</u> スポーツ課の所管とする。	(所管) 第2条 室は、 <u>スポーツ・国体推進部</u> スポーツ課の所管とする。

(四日市市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正)

第24条 四日市市会計管理者の補助組織設置規則(昭和39年四日市市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(<u>会計管理課の設置</u>) 第1条 会計管理者の権限に属する事務及びその他市長が命じた事務を処理させるため、 <u>会計管理課</u> を置く。 2 前項の <u>会計管理課</u> に次の係を置く。 (略) (補則) 第2条 <u>会計管理課</u> の処務その他必要な事項は、市長が定める。	(<u>会計管理室の設置</u>) 第1条 会計管理者の権限に属する事務及びその他市長が命じた事務を処理させるため、 <u>会計管理室</u> を置く。 2 前項の <u>会計管理室</u> に次の係を置く。 (略) (補則) 第2条 <u>会計管理室</u> の処務その他必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(四日市市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第5条の規定による改正後の四日市市予算の編成及び執行に関する規則の規定にかかわらず、令和3年度歳出予算の出納整理期間中における支出及び令和3年度の決算については、なお従前の例による。

(総務部総務課)